

平成24年第1回常陸太田市議会定例会会議録

平成24年3月9日(金)

議事日程(第4号)

平成24年3月9日午前10時開議

- 日程第 1 報告第1号ないし報告第2号
日程第 2 議案質疑 議案第1号ないし議案第37号
日程第 3 請願第1号

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第1号ないし報告第2号(採決)
日程第 2 議案質疑 議案第1号ないし議案第37号
日程第 3 請願第1号

出席議員

議長	茅根 猛 君	副議長	山口 恒男 君
1番	藤田 謙二 君	2番	赤堀 平二郎 君
3番	木村 郁郎 君	4番	深谷 涉 君
5番	鈴木 二郎 君	6番	平山 晶邦 君
7番	益子 慎哉 君	8番	菊池 伸也 君
9番	深谷 秀峰 君	10番	高星 勝幸 君
11番	荒井 康夫 君	12番	成井 小太郎 君
14番	片野 宗隆 君	15番	福地 正文 君
17番	川又 照雄 君	18番	後藤 守 君
19番	黒沢 義久 君	20番	沢 畠 亮 君
21番	高木 将 君	22番	宇野 隆子 君

説明のため出席した者

市長	大久保 太一 君	副市長	梅原 勤 君
教育長	中原 一博 君	総務部長	江幡 治 君
政策企画部長	佐藤 啓 君	市民生活部長	川上 明文 君
保健福祉部長	安田 隆 君	産業部長	井坂 孝行 君
建設部長	菊池 拓夫 君	会計管理者	岡部 芳雄 君
上下水道部長	鈴木 則文 君	消防長	福地 壽之 君
教育次長	山崎 修一 君	秘書課長	宇野 智明 君

総務課長 荻津一成君

監査委員 中村弘君

事務局職員出席者

事務局長 吉成賢一

主査兼議事係長 関勝則

総務係長 榊一行

午前10時開議

議長（茅根猛君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は22名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（茅根猛君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 報告第1号ないし報告第2号

議長（茅根猛君） 日程第1，報告第1号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例の一部を改正する条例），報告第2号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号）），以上2件を一括議題といたします。

報告第1号，報告第2号については，質疑，討論の通告がありませんので，直ちに採決いたします。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

報告第1号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例の一部を改正する条例），報告第2号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号）），以上2件については，原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって報告第1号，報告第2号については，原案承認することに決しました。

日程第2 議案質疑

議長（茅根猛君） 日程第2，議案質疑を行います。議案第1号から議案第37号まで，以上37件を一括議題といたします。

通告がありますので発言を許します。

22番宇野隆子君の発言を許します。

〔22番 宇野隆子君登壇〕

22番（宇野隆子君） おはようございます。日本共産党の宇野隆子です。私は、議案第2号常陸太田市暴力団排除条例の制定について、議案第6号常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第7号常陸太田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、議案第11号常陸太田市介護保険条例の一部改正について、この4件について質疑を行います。

まず、議案第2号常陸太田市暴力団排除条例の制定についてです。提案理由が「常陸太田市から暴力団の排除を推進して、市民の安全で平穏な生活の確保等に寄与するため条例を制定する」ということで、私も提案理由については、暴力団というのは常態的に犯罪行為を繰り返して市民生活を脅かす反社会的勢力だということ、1つの条例で根絶できるほど生易しい集団ではないと思いますけれども、条例を作って暴力団排除と弱体化、そして壊滅の道を実践に進めていくこと、このことは市民の安全を守るためにも大事なことだと思います。

20ページの定義の中で、第2条は「暴力団」「暴力団員」「暴力団員等」ということでありますけれども、「暴力団員」と「暴力団員等」の違いというのは、一般市民の方はなかなかわからないと思うんですが、22ページでも第13条、「暴力団員等に対する利益供与の禁止」ということで、「暴力団」とか、あるいは「暴力団員」「暴力団員等」という使い方をしておりますけれども、この辺については市民は見分けがつかないから、こういうことで条例にはなっておりますけれども、難しいなということを感じました。

そこで大事なものは、全部大事ですけれども、ページ21の第5条の3項「事業所は……」というところにありますけれども、やはり事業者と暴力団との一切の関係を遮断するように努めるといっても、事業者の方々にきちんとこの条例の意義をお伝えすることは非常に大事なことだと思います。

そこで私がお伺いしたいのは、第8条の「青少年に対する教育等」ということで、青少年の非行、また暴力団とのつながり等も低年齢化していて非常に心配される場所ですけれども、この中で第1条に「市はその設置する中学校において……」ということ、最後に「犯罪の被害を受けないようするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする」ということを条例で定めましたが、教育が必要に応じて適切な措置 実効性のあるものでなければなりませんけれども、どういうものを考えているのか伺いたいと思います。

次に、52ページに移ります。議案第6号常陸太田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ここでは提案理由でスクールカウンセラーの勤務及び活用について柔軟な対応を図るということになっております。そこで貸借対照表の52ページですけれども、現行と改正案の中で、スクールカウンセラーは現在、月額2万円、これを月額4万円以内の額で市長が定めるということで改正案が出されました。説明では1日4時間、1時間5,000円としてきたということ、これまでの勤務では対応できなくなり時間を増やしたところ、柔軟な対応を図るためというようなところにつながってくるかと思いますが、月額2万円から4万円にした理由を伺いたいと思います。

それから、2つ目としてカウンセラーの方の勤務時間、月の総時間数が増えたのかどうか、こ

れについても伺いたいと思います。

次、54ページです。議案第7号常陸太田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてということで、これは人事院勧告に準じた措置を講ずることに伴い、常陸太田市職員の給料を改定するためのもので、昨年臨時議会で出されておりますことに関連して出されたものだと思います。

ここで私が伺いたいのは、貸借表が載っていますけれども、ページ54の中で、今回減額される人の平均減額、それから、人数及び対象平均年齢を伺います。ここの改正点では2点ありまして、そのもう一点は、給与の低い人の格付が上げられるということで、2号級上がる人、1号級上がる人、それぞれあるわけですけれども、これらの平均昇給額を伺いたいと思います。

次に、77ページ、議案第11号介護保険条例の一部改正について、3年後の第5次計画の介護保険事業計画の見直しに伴う保険料率の改定ですけれども、79ページに新旧対照表が載っておりますが、この中で保険料率、それぞれ所得段階に応じて出ておりますが、第5条の(4)、ここが基準月額保険料となるわけですけれども、現行の3,650円を改正で4,240円になるということで、590円の引き上げ額になるわけです。年間にしますと7,100円アップされますけれども、非常に大幅な値上げだと思いますが、値上げの理由について全協でも報告がありましたけれども、改めて本会議で質疑をしたいと思います。

もう一点ですけれども、これは保険料改正に当たって基金を取り崩しておりますけれども、この基金が5億6,000万円あるところ3億5,000万円の取り崩しを行って2億1,000万円ほど残したわけですけれども、残した理由について伺いたいと思います。

以上、議案4件につきまして質疑をいたしました。よろしくご説明のほどお願いします。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。市民生活部長。

〔市民生活部長 川上明文君登壇〕

市民生活部長（川上明文君） 議案第2号常陸太田市暴力団排除条例の制定についてのご質疑にお答えいたします。

条例第8条第1項の「適切な措置を講ずること」につきましては、教育委員会や各学校、警察等と連携いたしまして、生徒に暴力団の実態を正しく認識してもらうため、学級活動の時間や学校で行う親子の活動の中で教育を行っていくことを考えております。その中で、生徒が暴力団に加入せず、また被害を受けないようにするために、暴力団や暴力団員の特徴、加入した場合の悲惨さや苦痛、加入を迫られた場合の対応等、具体的な事例を通して暴力団についての理解を図ってまいりたいと考えております。

また、警察や関連団体と連携して、暴力団に係る内容を盛り込んだ青少年非行防止のためのパンフレットやチラシを作成し、学校や街頭での配布などを通しての啓発活動にも取り組んでまいりたいと考えております。

議長（茅根猛君） 教育次長。

〔教育次長 山崎修一君登壇〕

教育次長（山崎修一君） 議案第6号についてのご質問にお答えいたします。

本市に配置しているスクールカウンセラー6名のうち、県費による配置が4名、市費が2名となっております。カウンセリング業務の内容としましては、主に集団に適應できない児童生徒の悩みや保護者の子育て相談等となっております。通常1つの面談を1時間程度に設定しており、事前に面談の計画を立て、より多くの面談が組まれるように配慮されております。また近年は、児童生徒の面談件数が増加傾向にあり、相談内容も複雑化する傾向となっております。

スクールカウンセラーの報酬を引き上げる理由でございますが、市費のスクールカウンセラー1名は、不登校の児童生徒が学習や体験を通して学校復帰のための相談や指導を受ける適応指導教室に配置しております。通級生は、午前から午後にかけて活動しますので、通級生及び保護者の都合に合わせて面談を組む必要があります。また、面談日にお楽しみ会等の行事を充てて活動しており、面談時間だけでなく、1日の行事の中でも児童生徒の支援や相談ができるよう、スクールカウンセラーの活用を工夫する必要があります。したがって、1日4時間の中ではスクールカウンセラーの活用が不十分になることもあり、場合によりましては、1日8時間の中でカウンセリングを行うよう柔軟に対応してまいりたいと考えております。

これらの理由から、報酬額を1日4時間、日額2万円から1日8時間以内の勤務に対応できる4万円以内に引き上げるものでございます。また、年間の総時間数は288時間となっており、増減はございません。

議長（茅根猛君） 総務部長。

〔総務部長 江幡治君登壇〕

総務部長（江幡治君） 議案第7号市職員の給与条例の改正についてのご質問にお答えいたします。

経過措置額の減額となる職員の1人当たりの減額の数字でございますが、月額で5,477円でございます。また、対象となる職員は96名、管理職が32名、一般職員が64名でございます。平均年齢が55.1歳でございます。

次に、昇給の回復対象となる職員の平均月額でございますが、1号級回復となる36歳以上42歳未満の職員につきましては、月平均で1,404円、2号回復となる36歳未満の職員につきましては、平均で月3,430円でございます。

以上でございます。

議長（茅根猛君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 安田隆君登壇〕

保健福祉部長（安田隆君） 議案第11号介護保険条例の一部改正についてのご質問にお答えいたします。

介護保険料につきましては、第5期介護保険事業計画期間である平成24年度から26年度における高齢者人口、要介護等認定者数、サービス利用量などにより3年間の介護給付費見込み額を推計し、保険料を算出しております。

保険料値上げの理由の1つでございますが、本市の高齢者人口は、平成23年の1万6,770人から平成26年には4%、672人増の1万7,443人を見込んでおります。また、要介護等

認定者数は、平成23年の2,570人から平成26年には10.7%、276人増の2,846人を見込んでおります。

介護給付費につきましては、要介護等認定者数をもとにサービスの利用量を推計し、算出しておりますが、今計画期間における要介護等認定者数の自然増に伴う介護給付費の増加によるものでございます。

次に、2つ目の理由でございますが、特別養護老人ホームの待機者解消を図るため、今計画期間中に155床の新設や増設の整備を予定しております。整備に伴う介護給付費の増加によるものでございます。

3つ目の理由でございますが、今計画期間における介護報酬改定1.2%増に伴う介護給付費の増加でございます。また、今回の保険料を見込むに当たりまして、市の介護保険支払準備基金3億5,000万円の取り崩しと県の財政安定化基金の取り崩しにより、介護保険料の上昇を極力抑制いたしております。

続きまして、支払準備基金を2億1,000万円を残して取り崩した理由についてのご質問にお答えをいたします。ご質問の支払準備基金の取り崩しにつきましては、先ほどもご説明申し上げましたとおり、介護給付費の増加に伴う介護保険料の上昇を極力抑制するため、今期計画においては3億5,000万円を取り崩すことといたしました。また、これ以上の基金を取り崩した場合、今期の介護保険料の上昇を抑制することは可能でございますが、このことにより次期計画において介護保険料が大幅に上昇することが懸念されます。

このようなことから、次期計画を見据え、介護保険料の急激な上昇を抑えるための調整財源として、また、3年間の給付費が事業計画の給付費を上回る場合などの対応の財源として安定的な介護保険運営のために支払準備基金を有効に活用させていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（茅根猛君） 22番宇野隆子君。

〔22番 宇野隆子君登壇〕

22番（宇野隆子君） ご説明いただきましてありがとうございます。

議案第2号の暴力団排除条例ですけれども、先ほども申し上げましたように、反社会的勢力である暴力団を排除、また壊滅していくということは非常に大事なことでありまして、特に中学生、青少年に対する適切な措置、先ほどご説明いただきましたので、ぜひ、実効性のあるものとして、青少年を暴力団から守るためによりしくお願いしたいと思っております。

次に、議案第6号のスクールカウンセラーですけれども、ご説明をいただきましてわかりました。今まで1日4時間であったものを午後も勤務するということで勤務体制を変えたと。1日8時間とすれば、保護者との交流とか、その時間で4時間よりは調整もできて、カウンセラーの仕事ももっと充実させることができるということで、こういうことにしたのだと思っておりますけれども、年間の総時間数が変わらないということですから勤務体制が変わったと。ですから、スクールカウンセラーを行う勤務日が、今まで月4回のが月2回になったと、こういうふうを受けとめていいんだろうと思っておりますけれども、これについてもわかりました。

大事なスクールカウンセラーの仕事ですから、やはり生徒にとっても保護者にとっても教員にとっても、より相談しやすい体制をとっていくということは大事なことでありますので、この改正に賛成したいと思います。

ページ53の職員の給与ですけれども、これまでも公務員は給料が高いとか、公務員が多いとか、いろいろ公務員のバッシングというのは大きいんですけれども、この改正を見ますと非常に若い層の方たちは賃金が低いということになるわけです。低いから1号級、2号級を上げるといふことですから、一概に公務員の給与は高いんだということはいえないと思います。

それにつけても、平均年齢の高い人で減額される対象になる方の上げた部分を低い人に回していくということで、高い人にも気の毒だなと。これは長年ずっと勤めてきて一定の給料になっているところを引き下げていくということも、これもどうかなということですが、低い人が引き上げられるということは、これはいいと思います。民間であれ公務員であれ、働く人たちの賃下げというのは景気を冷え込ませ、デフレ不況を深刻にするものだと、このように思いますけれども、低い方の引き上げについてはよろしいかと思えます。

介護保険の条例、議案第11号ですけれども、これも今なかなか厳しい中では、3年ごとの見直しということで年額で7,100円、基準月額保険料で上がるということは、大変負担になると思えます。

先ほど施設が増えるということの説明がありまして、今度は介護報酬の値上げということも出されまして、介護者の報酬は、今度保険給付に初めて入ったんだと思いますけれども、これまで国が一定程度見ていた部分もあります。そういうことで、介護保険料にもこれが引き上げに影響しているということが言えると思いますけれども、介護保険については自治体ばかりがなぜ上げるんだということも言えないわけです。やはり大もとには国の国庫負担が少ないと、国庫負担を上げていながら、そういう中で負担にならない保険料額を算出できるようなことを望みたいと思いますけれども、引き上げの理由についての説明はわかりました。

基金の2億1,000万円を残した理由について何点か説明をいただきました。6期に向けてということでもありますけれども、そういうことが1つの理由に挙がっていましたが、今後3年過ぎて6期目の見直しのときに、国の制度がどのように改正されるのかということも未定ですし、本来ならもう少し取り崩しをして保険料の負担軽減に充ててほしかったと思いますけれども、そういうことを先ほどの説明の中で述べさせていただきまして、内容の説明についてはわかりました。

特に2回目の質疑ということはありませんので、説明をいただきましてありがとうございました。

議長（茅根猛君） 以上で質疑を終結いたします。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

議案第28号から議案第37号まで、以上10件については、10人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号から議案第 37 号まで、以上 10 件については、10 人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、藤田謙二君、木村郁郎君、鈴木二郎君、益子慎哉君、菊池伸也君、荒井康夫君、成井小太郎君、片野宗隆君、福地正文君、宇野隆子君、以上 10 人を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 10 人を予算特別委員会の委員に選任することに決しました。

この際、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。互選されるまでの間、暫時休憩いたします。

午前 10 時 32 分休憩

午前 10 時 41 分再開

議長（茅根猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に開催されました委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長、成井小太郎君、副委員長、菊池伸也君。

以上であります。

議長（茅根猛君） 次に、議案第 1 号から議案第 27 号まで、以上 27 件については、お手元に配付いたしてあります議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第 3 請願第 1 号

議長（茅根猛君） 次、日程第 3、請願第 1 号東海第二原発の廃炉を求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第 1 号については、お手元に配付いたしてあります請願文書表のとおり、総務委員会に付託いたします。

議長（茅根猛君） 以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、3 月 22 日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前 10 時 42 分散会